第三章を削る。

第三十八条を第三十七条とし、第三十九条から第四十三条までを削り、第四十四条を第三十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第三十九条　第五条から第八条まで、第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、事業用電気通信設備について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

第四十四条の二から第四十七条の二までを削る。

第四十八条第一項中「第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第二項、第四十四条及び第四十五条から第四十七条まで」を「第三十七条及び第三十八条の規定並びに前条において準用する第五条、第八条、第九条、第十条第二項及び第十三条から第十五条まで」に改め、同条第二項中「第三十八条及び第四十三条第二項」を「第三十七条及び前条において準用する第十条第二項」に改め、同条を第四十条とする。

第四十九条の見出しを削り、同条中「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（法第四十一条第二項に規定する電気通信設備に限る。以下「基礎的電気通信設備」という。）について準用する。この場合において、第十七条第一項及び第十八条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする」を「事業用電気通信設備について準用する」に改め、第四章第二節中同条を第四十一条とする。

第五十条の見出しを削り、同条中「基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第十九条、第二十条及び第二十一条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする」を「事業用電気通信設備について準用する」に改め、第四章第三節中同条を第四十二条とする。

第五十一条の見出しを削り、同条中「基礎的電気通信設備について準用する。この場合において、第二十三条及び第二十四条中「事業用電気通信回線設備」とあるのは、「事業用電気通信設備」と読み替えるものとする」を「事業用電気通信設備について準用する」に改め、第四章第四節中同条を第四十三条とする。

第五十二条第一項中「アナログ電話用設備の」を「二線式アナログ電話用設備の」に、「基礎トラヒック」を「基礎トラヒック」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号及び第二号中「アナログ電話用設備」を「二線式アナログ電話用設備」に改め、同項第三号中「アナログ電話用設備が選択信号送出終了」を「二線式アナログ電話用設備が選択信号の送出終了」に改め、同号ただし書中「事業用電気通信回線設備」を「事業用電気通信設備」に改め、同条第二項中「において、「アナログ電話用設備」を「において、前項中「二線式アナログ電話用設備」に改め、同条第三項を削り、第四章第五節中同条を第四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（準用）

第四十五条　第二十七条から第三十三条まで及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2　第二十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

4　第三十五条の二の三、第三十五条の九及び第三十五条の十一から第三十五条の十三までの規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備について準用する。

5　第三十五条の六の規定は、電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備における緊急通報を扱う事業用電気通信設備について準用する。

第五十三条を削る。

第四章を第三章とする。

第五十五条を第五十八条とし、第五十四条を第五十七条とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備

第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策

（アナログ電話用設備等）

第四十六条　第五条から第十五条まで（第十一条を除く。）、第十五条の三（第三号及び第五号に係る部分に限る。）、第三十七条及び第三十八条の規定は、アナログ電話用設備等について準用する。この場合において、第七条第二項中「応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置」とあるのは「応急復旧措置」と、第十条第二項中「自家用発電機及び蓄電池」とあるのは「蓄電池」と読み替えるものとする。

（その他の電気通信設備）

第四十七条　第五条、第六条、第八条、第十条第一項、第十二条、第十四条、第十五条の三（第三号に係る部分に限る。）、第十六条の三及び第十六条の四の規定は、アナログ電話用設備等以外の事業用電気通信設備について準用する。

（適用除外）

第四十八条　第四十六条において準用する第五条、第八条から第九条まで、第十条第二項、第十三条から第十五条まで、第三十七条及び第三十八条の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

2　第四十六条において準用する第十条第二項及び第三十七条の規定は、総務大臣が別に告示する小規模な事業用電気通信設備について適用しない。

3　第四十六条において準用する第三十八条の規定は、総務大臣が別に告示する携帯電話用設備及びPHS用設備について適用しない。

4　前条において準用する第五条、第八条、第十四条及び第十六条の四の規定は、利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備について適用しない。

第二節　秘密の保持

第四十九条　第十七条第一項及び第十八条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止

第五十条　第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十二条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第四節　他の電気通信設備との責任の分界

第五十一条　第二十三条及び第二十四条の規定は、事業用電気通信設備について準用する。

第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備

（アナログ電話用設備）

第五十二条　第二十七条から第三十三条まで、第三十五条（第三号及び第四号を除く。）及び第三十五条の二の三の規定は、二線式アナログ電話用設備について準用する。

2　第三十五条の二の規定は、緊急通報を扱う二線式アナログ電話用設備について準用する。

3　第三十五条の二の二の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う二線式アナログ電話用設備について準用する。